

消火器等の購入  
仕様書

## 1. 件名

消火器等の購入・廃棄

## 2. 目的

原子力科学研究所内に配置された消火器について、使用期限及び耐用年数が徒過するため消火器等を購入する。また、不要になった消火器等の廃棄を行う。

## 3. 購入

### (1) 消火器 国家検定合格品 (2026 年製)

①粉末消火器蓄圧式 PEP-10N (リサイクルシール貼付済)	141 本
②粉末消火器蓄圧式 PEP-20 (リサイクルシール貼付済)	28 本
③粉末消火器蓄圧式 PEP-50 (リサイクルシール貼付済)	4 本
④強化液消火器蓄圧式 ALS-3 (リサイクルシール貼付済)	14 本
⑤金属火災用消火器蓄圧式 MMF20 (リサイクルシール貼付済)	22 本
⑥金属火災用消火器加圧式 MMFC50 (リサイクルシール貼付済)	4 本
⑦二酸化炭素消火器 CG-7 (リサイクルシール貼付済)	1 本

※安全上の注意事項等について表示を義務付けた「消火器の技術上の規格を定める省令の一部を改正する省令 (平成 22 年 12 月 22 日総務省令第 111 号 (平成 23 年 1 月 1 日施行))」に対応していること。

①～⑦については、相当品可とし、リサイクルシールは消火器に貼付しての納品とする。

### (2) 消火栓ホース 国家検定合格品 (2026 年製)

①消火栓ホース Sen 呼称 40 (使用圧 0.7MPa)	120 本
②消火栓ホース Sen 呼称 65 (使用圧 0.9MPa)	12 本

※「消火栓ホースの技術上の規格を定める省令」に対応していること。

①～②の消火栓ホースは島田折りで納品し、相当品可とする。

### (3) その他

①消火器格納箱 HSMC-1	10 個
②翻訳機 Mayumi4	1 台
③掃除機 SHARP EC-PT3-H	1 台
④HATSUTA DA 噴霧ノズル (型式: ADA) サイズ 40	1 個
⑤Jackery ポータブル電源 3000New (型式: JE-3000B)	1 台
⑥Jackery ポータブル電源用折り畳みキャリーカート (型式: JA-ST01A)	1 台
⑦JakerySolarSaga200W ソーラーパネル (型式: JS-200D)	1 個

①～③については、相当品可とする。

#### 4. 廃棄

##### (1) 消火器

廃棄する消火器（約 200 本）は、納入時に引き取ることとする。

##### (2) 消火栓ホース

廃棄する消火栓ホース（約 40 kg）は、納入時に引き取ることとする。

#### 5. 納入場所及び納入条件

##### (1) 納入場所

茨城県那珂郡東海村大字白方 2 番地 4

国立研究開発法人日本原子力研究開発機構 原子力科学研究所 中央警備室

##### (2) 納入条件

持込渡し

その際、梱包類はすべて受注者の持ち帰りとする。

#### 6. 処理及び処分（消火栓ホース）

受注者は、搬出した産業廃棄物の中間処理による減量化及びリサイクル化を図るとともに、減量化されない産業廃棄物については、適正に最終処分場において処分すること。本業務を行うに際し、都道府県知事等の許可を得ていることを条件とし、受注者の責任において処理処分を完結させるものとする。

#### 7. 提出書類

産業廃棄物収集運搬業許可証の写し	契約後速やかに	1 部
産業廃棄物処分業許可証の写し	契約後速やかに	1 部
作業完了報告書（中間処理場等の写真添付）	作業完了後速やかに	1 部
産業廃棄物管理票（マニフェスト B2, D, E 票） 写し	作業完了後速やかに	1 部

#### 8. 納期

##### (1) 購入

消火器①～③	2026 年 9 月 30 日
消火器④～⑦	2027 年 2 月 26 日
消火栓ホース①～②	2026 年 9 月 30 日
その他①～⑦	2026 年 9 月 30 日

##### (2) 廃棄

消火器（リサイクル処分）	2026 年 9 月 30 日
消火栓ホース	2027 年 2 月 26 日

## 9. 検収条件

### (1) 購入

第5項に示す納入場所に納入後、員数および外観検査の合格をもって検収とする。

### (2) 廃棄（消火栓ホース）

産業廃棄物管理票（マニフェストB2, D, E票）が、廃棄物の処理及び清掃に関する法律に定める期限内に原子力機構に返送されたことの確認及び作業完了報告書の提出を以って、本仕様における産業廃棄物の処理処分が完結されたものと認め、検収とする。

## 10. 特記事項

- (1) 受注者は異常事態等が発生した場合、原子力機構の指示に従い行動すること。
- (2) 受注者は従事者に関して労働基準法、労働安全法その他法令上の責任及び受注者の規律秩序及び風紀の維持に関する責任をすべて負うものとする。
- (3) 受注者は、原子力機構の求めに応じ、中間処理場等の現地確認（マニフェストの照合確認を含む）に対応すること。
- (4) 受注者は、いかなる場合においても再委託してはならない。
- (5) 受注者（中間処理業者）は、必要に応じて中間処理物の再委託（最終処分等）をすることを認める。
- (6) 作業完了報告書には、産業廃棄物の運搬車両への積込み作業前、積込み作業中、積込み完了、運搬先荷おろし前及び荷おろし完了後及び中間処理施設等の写真を添付すること。また、運搬車両と共に運搬先の中間処理場の処分業の許可の掲示板の写真も添付すること。
- (7) 受注者作業員及び現場責任者は、原子力機構担当者が安全確保のために行う指示に従うこと。
- (8) その他、仕様書に定めのない事項については、原子力機構と協議の上、決定する。

## 11. 環境への配慮

- (1) 受注者は、原子力機構環境基本方針を踏まえ、省エネルギー、省資源に努めること。
- (2) 受注者は、原子力機構構内に乗り入れる車両のアイドリングを禁止し、自動車排気ガスの低減に努めること。

## 12. グリーン購入法の推進

- (1) 本契約において、グリーン購入法（国等による環境物品等の調達等の推進等に関する法律）に適用する環境物品（事務用品、OA機器等）が発生する場合は、これを採用すること。
- (2) 本仕様書に定める提出書類（納入印刷物）については、グリーン購入法の基本方針に定める「紙類」の基準を満たしたものであること。

### 1 3. 協議

本仕様書について、疑義が発生した場合は、原子力機構の担当者と協議の上、決定することとする。

### 1 4. その他

明らかに受注者の責に帰すべき不具合が発生した場合には、受注者は、無償で速やかに不具合を復旧すること。